

議案第 22 号

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

恵我之荘駐車場は、大阪府と本市が推進している一般府道郡戸大堀線歩道整備事業における平成 30 年度の用地買収対象予定地となっていることから、本駐車場を廃止し事業促進に資するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営駐車場条例(平成19年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

別表駐車場区分の欄中「恵我之荘駐車場」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

羽曳野市営駐車場条例 新旧対照表

新			旧		
(設置)			(設置)		
第1条 道路交通の円滑化を図り、市民の利便性に資するため、本市に羽曳野市営駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。			第1条 道路交通の円滑化を図り、市民の利便性に資するため、本市に羽曳野市営駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。		
	名称	位置		名称	位置
1~4	省略		1~4	省略	
<u>5</u>	省略		<u>5</u>	恵我之荘駐車場	羽曳野市南恵我之荘1丁目189番地の3
<u>6</u>	省略		<u>6</u>	省略	
			<u>7</u>	省略	
第2条~第12条 省略			第2条~第12条 省略		
附則 省略			附則 省略		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
駐車場区分	駐車区分	使用料	駐車場区分	駐車区分	使用料
省略			省略		
古市駅西駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場	月極 駐車	1箇月につき10,000円	古市駅西駐車場 恵我之荘駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場	月極 駐車	1箇月につき10,000円
備考 省略			備考 省略		